

希望荘 貸館利用規則

熊本市障がい者福祉センター希望荘の貸し館事業は、障がい者の憩い、つどい、研修の場を提供することを目的として行われているものです。お申し込み、ご利用に際しては以下の点にご留意ください。

◆申請について◆

利用申請できる団体

- ① 熊本市に居住する、または熊本市に活動の拠点を有する法に規定する障がい者と家族、介護者
 - ② 障がい者福祉に係る関係者
 - ③ 熊本市長が認めたもの
- ※初めて利用される団体は「団体利用届出書」の提出が必要です。

申請受付期間

利用する月の6ヶ月前から利用日まで

※利用する月の6ヶ月前の月の1日の午前9時以前の受付はできません。

申請方法

希望荘窓口・FAX・メール・郵送にて申込み

※電話での申込みは受け付けておりません。 代理人による申請が可能です。
事前に空き状況を希望荘に確認し、使用許可申請書を提出してください。
申請書を受け付けた時点で予約が確定します。

提出するもの

使用許可申請書

専用用紙は希望荘窓口で配布。ホームページからもダウンロードできます。
専用用紙は必ず最新のものをご使用ください。

※利用申請後の変更やキャンセルは必ずご連絡ください。

※会議等の時間や内容についての周知は、各団体でご対応ください。

◆利用について◆

利用時間 **午前9時から午後6時まで**

利用料金 無料

利用できない日

- ① 休館日（火曜日・ただし火曜日が祝日の場合は翌開館日）
- ② 祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- ③ **午前7時において避難情報警戒レベル3(高齢者等避難)が発令された日**
(ご利用中に発令された際は、すべての利用を中断し、臨時休館)
- ④ 風水害や地震等で部屋の使用が不可能となった時
- ⑤ その他

◆使用施設◆

2階	大ホール	(机14・イス80席)
	会議室A	(机6・イス18席)
	料理実習室	(IH調理台4台・イス20席)
	和室研修室A(畳+フロア)	(机6・イス18席 座卓4)
	音楽室	(机4・イス8席)
3階	会議室B	(机13・イス39席)
	和室研修室B(畳)	(座卓4)
	プレイルーム	(机6・イス30席)

※座席数はおおよその数です。各部屋によって利用できる人数が異なります。
詳細はお尋ねください。

利用当日

利用開始前に1階窓口で「貸館使用許可書」と「点検カード」をお受取りください。利用後は部屋を元通りに戻し、点検カードを記入し、窓口へご提出ください。

◆注意事項◆

- ①希望荘館内は全館禁煙です。ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ②利用時以外に団体および個人の私物を放置することはできません。
- ③介護や介助を要する方には介護者・介助者を付けてください。
- ④各部屋に掲示している「お願い」を必ず守ってください。
- ⑤物品の販売、政治・宗教活動その他公序良俗に反する行為は禁止します。
- ⑥施設の設備・物品等を破壊・滅失した場合、修理または弁償をお願いすることがあります。
- ⑦利用に際しては職員の指示にご協力をお願いいたします。
- ⑧きまりを守られない場合には利用をお断りすることもあります。
- ⑨「団体利用届出書」の内容に変更があった際は必ずご連絡ください。

◆個人情報の取り扱いについて◆

- ・利用者の個人情報については、希望荘利用に関わる目的以外での使用はいたしません。
- ・希望荘での利用が終了した後においても第三者に漏らしません。

【お問い合わせ】

熊本市障がい者福祉センター希望荘

〒862-0971 熊本市中央区大江5-1-15

電話 096-371-5533

FAX 096-364-5309

ホームページ <http://kibousou.com/>

開館時間 9時～18時 休館日 火曜・祝日